

1. 検討経緯

霞ヶ浦導水事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から関東地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

関東地方整備局では、検証要領細目に基づき、霞ヶ浦導水事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 20 日に設置し、平成 22 年 12 月 24 日に同幹事会（以下「幹事会」という。）を開催し、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1-2-2 に示すとおり 1 回の検討の場、6 回の幹事会を開催し、霞ヶ浦導水事業における水質浄化、新規利水、流水の正常な機能の維持の 3 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

そして、これまでの検討結果を取りまとめた「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」という。）を作成し、平成 26 年 1 月 31 日から 3 月 1 日までの 30 日間、本報告書（素案）に対するパブリックコメントを実施し、平成 26 年 3 月 3 日から 3 月 25 日まで、学識経験を有する者からの意見聴取を行い、平成 26 年 3 月 2 日から 3 月 4 日までの 3 日間、3 会場において関係住民からの意見聴取を行った。

これらを踏まえ「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」（以下「報告書（原案）案」という。）を作成し、平成 26 年 3 月 27 日に開催した第 1 回検討の場、第 6 回幹事会において対応方針（原案）の案を示した上で、関係地方公共団体の長、関係利水者へ意見聴取を行い、「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）」（以下「報告書（原案）」という。）として取りまとめた。

霞ヶ浦導水事業の対応方針（原案）について、平成 26 年 5 月 8 日に開催された関東地方整備局事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、対応方針(案)を決定した。

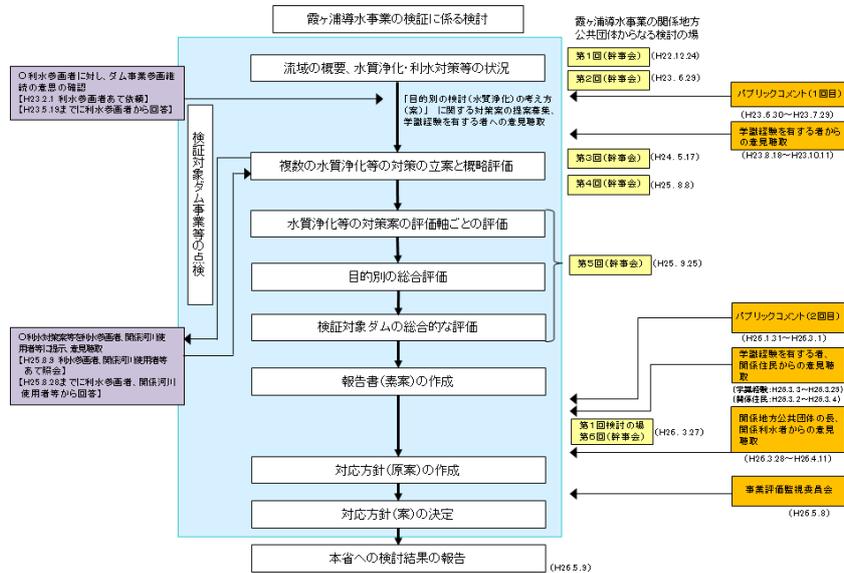


図 1.1-1 霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討フロー図

1.1 検証に係る検討手順

霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討（以下「霞ヶ浦導水検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダム事業の概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、「事業の投資効果」に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2.に、検証対象ダム事業の概要の整理結果については 3.に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費及び工期について、詳細な点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

次に、霞ヶ浦導水検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、複数の水質浄化対策案の立案、概略評価による水質浄化対策案の抽出、評価軸ごとの評価、利水等の観点からの検討及び目的別の総合評価の検討を行い、最終的に、検証対象ダムの総合的な評価を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 水質浄化

検証要領細目第 4 の 1 (2) ④ v) に基づき検証要領細目に示す趣旨を踏まえ、複数の水質浄化対策案の立案、概略評価による水質浄化対策案の抽出、水質浄化対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（水質浄化）を行った。

①複数の水質浄化対策案の立案、概略評価による水質浄化対策案の抽出

複数の水質浄化対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の水質浄化対策案の 1 つは、霞ヶ浦導水事業を含む案として、その他に霞ヶ浦導水事業を含まない方法による水質浄化対策案を立案し、概略評価による水質浄化対策案の抽出を行った（その結果等は 4.2.2 及び 4.2.3 に示すとおりである）。

②評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 6 案の水質浄化対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は 4.2.5 及び 4.5.1 に示すとおりである）。

1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略検討による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価（新規利水）を行った。

①利水参画者に対する確認・要請

利水参画者に対し、導水事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検・確認及び代替案が考えられないか検討するよう要請を平成23年2月1日付公文書にて行い、利水参画者から回答を得た。

その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した（その結果等は4.3.1及び4.3.2に示すとおりである）。

②複数の新規利水対策案の立案、概略検討による新規利水対策案の抽出

河川事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案の検討を行った後、概略検討により、新規利水対策案（代替案又は代替案の組合せにより立案する。）の抽出を行った（その結果等は4.3.3～4.3.5に示すとおりである）。

③複数の新規利水対策案の利水参画者等への提示、意見聴取

概略検討により抽出した7案の新規利水対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成25年8月9日付公文書にて行い、利水参画者等から回答を得た（その結果等は4.3.6に示すとおりである）。

④評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略検討により抽出した5案の新規利水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.3.8及び4.5.2に示すとおりである）。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略検討による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価（流水の正常な機能の維持）を行った。

①複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略検討による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とした対策案を立案し、概略検討により6案の抽出を行った（その結果等は4.4.2～4.4.4に示すとおりである）。

②複数の流水の正常な機能の維持対策案の利水参画者等への提示、意見聴取

概略検討により抽出した6案の流水の正常な機能の維持対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成25年8月9日付公文書にて行い、利水参画者等から回答を得た（その結果等は4.4.5に示すとおりである）。

③評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略検討により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った（その結果等は4.4.7及び4.5.3に示すとおりである）。

1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、霞ヶ浦導水事業に関する総合的な評価を行った（総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである）。

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析については、水質浄化に関する便益の算定にあたっては仮想的市場評価法により算定を行った。また、流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては代替法により算定を行った（その結果等は5.に示すとおりである）。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

霞ヶ浦導水検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成 22 年 12 月 20 日に設置し、平成 26 年 3 月 27 日までに検討の場を 1 回、幹事会を 6 回開催した（その結果等は 6.1 に示すとおりである）。

表 1.2-1 検討の場の構成

区分	検討の場	幹事会
構成員	茨城県知事	茨城県 企画部長
	埼玉県知事	茨城県 土木部長
	千葉県知事	茨城県 生活環境部長
	東京都知事	埼玉県 企画財政部長
	茨城県 水戸市長	埼玉県 企業局長
	茨城県 土浦市長	千葉県 総合企画部長
	千葉県 香取市長	千葉県 県土整備部長
		東京都 都市整備局長
	東京都 水道局長	
検討主体	関東地方整備局長	関東地方整備局河川部長

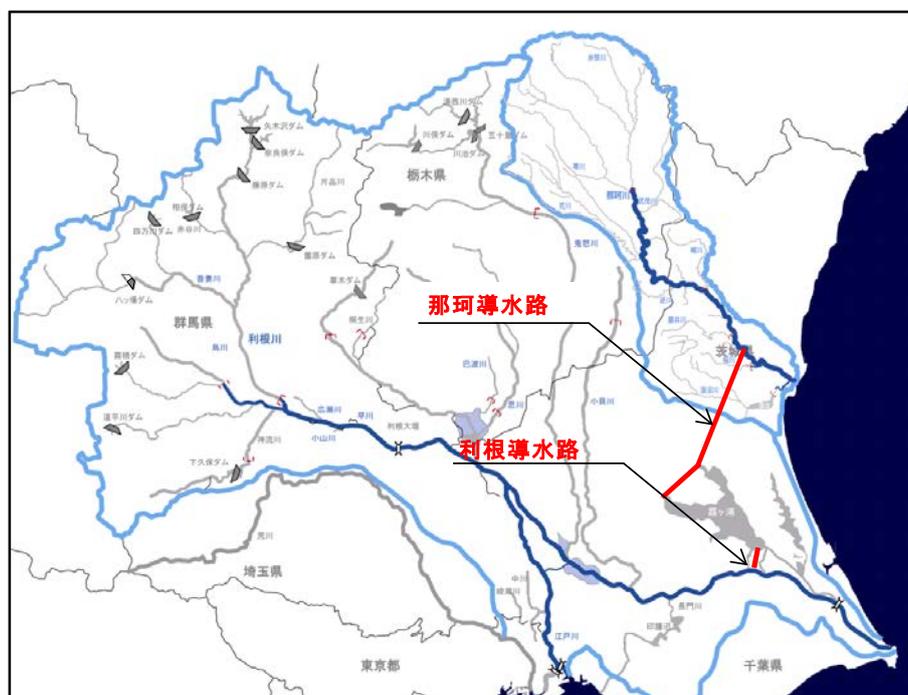


図 1.2-1 利根川水系・那珂川水系流域図

表 1.2-2 検討の場実施経緯

(平成 26 年 3 月 27 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から関東地方整備局長に指示
12 月 20 日	検討の場を設立	・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき設立
12 月 24 日	第 1 回幹事会	・規約について ・今後の検討の進め方について
平成 23 年 6 月 29 日	第 2 回幹事会	・1 霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討における「目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）」について ・2 「目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）」に関する学識経験を有する者からの意見聴取について ・3 「目的別の検討（水質浄化）の考え方（案）」の複数の水質浄化対策案に関するパブリックコメントについて ・総事業費・工期の点検 ・利水参画者継続意思の確認及び開発量の確認方法について
平成 24 年 5 月 17 日	第 3 回幹事会	・パブリックコメント及び学識経験を有する者への意見聴取結果について ・パブリックコメント及び学識経験を有する者への意見聴取結果を踏まえた「目的別の検討（水質浄化）（案）」の方策について
平成 25 年 8 月 8 日	第 4 回幹事会	・霞ヶ浦導水事業の検証について
平成 25 年 9 月 25 日	第 5 回幹事会	・水質浄化対策案を評価軸ごとに評価 ・新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の意見聴取結果について ・概略評価による新規利水対策案の抽出及び概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出について ・新規利水対策案を評価軸ごとに評価 ・流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価 ・霞ヶ浦導水事業の目的別の総合評価（案） 霞ヶ浦導水事業の総合的な評価（案） ・意見聴取等の進め方
平成 26 年 3 月 27 日	第 1 回検討の場 第 6 回幹事会	・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられたご意見に対する検討主体の考え方について ・霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案について

1.2.2 パブリックコメント

1.2.2.1 「複数の水質浄化対策案」及び「複数の水質浄化対策案」以外の対策案に関するパブリックコメント

「複数の水質浄化対策案」及び「複数の水質浄化対策案」以外の対策案に対するパブリックコメントを平成 23 年 6 月 30 日から 7 月 29 日の 30 日間実施し、個人 6 名、団体 4 団体からご意見を頂いた。

1.2.2.2 霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）に関するパブリックコメント

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対するパブリックコメントを平成 26 年 1 月 31 日から 3 月 1 日までの 30 日間実施し、全国から延べ 21 人のご意見を頂いた。

1.2.3 意見聴取

1.2.3.1 「複数の水質浄化対策案」及び「複数の水質浄化対策案」以外の対策案に関する学識経験を有する者からの意見聴取

「複数の水質浄化対策案」及び「複数の水質浄化対策案」以外の対策案に対して、学識経験を有する者への意見聴取を実施した。

1.2.3.2 霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見聴取

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」を作成した段階でパブリックコメントを行った上で、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を実施した。

1.2.3.3 霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案に関する意見聴取

「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施した。

1.2.4 事業評価

霞ヶ浦導水事業の対応方針（原案）について、関東地方整備局事業評価監視委員会に対して意見聴取を行い、「事業評価監視委員会としては、霞ヶ浦導水事業は対応方針（原案）のとおり「継続」することが妥当であると考えている。」との意見をいただいた。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

1. 検討経緯

- ・ 検討の場及び幹事会、パブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、関東地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場及び幹事会は、原則として報道機関に公開及び傍聴希望者には中継映像により公開するとともに、関係資料、議事録を速やかに公表するよう努めた。